

※消えるペンを使用しないでください

離婚届

午前 午後 時 分 受付

令和 年 月 日 届出
(あて先)

香川県丸亀市長 殿

《記入例》

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	香川県丸亀市長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(1) 氏 名	夫 まるがめ たろう 丸亀 太郎	妻 まるがめ はなこ 丸亀 花子
生 年 月 日	平成14年 5月 5日	平成17年 2月 14日
住 所 (住民登録をしているところ) (よみかた)	香川県丸亀市大手町 二丁目 4番 21号 まるがめ たろう 世帯主の氏名 丸亀 太郎	香川県丸亀市綾歌町 栗熊西 1680番地 まるがめ はなこ 世帯主の氏名 丸亀 花子
(2) 本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	香川県丸亀市飯野町東二 100 番地 筆頭者の氏名 丸亀 太郎	
父母及び養父母 の氏名	夫の父 丸亀 義博 母 丸亀 智恵子	妻の父 京極 隆文 母 京極 幸子
父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	夫の父 丸亀 義博 続き柄 二男 養父 続き柄 養母 養子	妻の父 京極 隆文 続き柄 長女 養父 続き柄 養母 養女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定	
(4) 婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 香川県丸亀市郡家町790 番地 1 筆頭者の氏名 きょうごく はなこ 京極 花子	
(5) 未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子 丸亀 大輝 丸亀 美咲
(6) 同居の期間	令和 3 年 6 月 から 令和 4 年 5 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前 の住 所	香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号	
(9) 別居する前 の世帯のおも な仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 丸亀 太郎 印	妻 丸亀 花子 印

【枠外に署名】
本人自署

丸亀 太郎

丸亀 花子

届出書に不備がある場合に問い合わせさせていただきますので、
日中連絡が取れる携帯番号などをお書きください。

連絡先 電話 090(0000)0000
自宅・勤務先 [携帯]
(昼間連絡のできるところを書いてください)

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書 ○証人は成人に達している人2名必要です。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	乙川 善雄 印	甲野 廣子 印
生 年 月 日	昭和 51 年 5 月 5 日	昭和 60 年 12 月 25 日
住 所	香川県丸亀市綾歌町 栗熊西1638番地	香川県丸亀市飯山町 川原1114番地1
本 籍	香川県丸亀市本島町 泊506 番地 1	香川県丸亀市広島町 江の浦373 番地 3

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。 【重要】旧姓に戻らない場合
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

離婚届を提出するだけでは、子どもの戸籍は異動しません。
子どもの戸籍につきましては、窓口でご相談ください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。 (面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。)

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□養育費の分担について取決めをしている。
□まだ決めていない。 (養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。)

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎休日・執務時間外に届出をする時は、守衛室にて受付をするようになります。できるだけ事前に窓口で届書に不備がないかの確認をしてください。

◎署名は必ず本人が自署してください。
◎本人が確認できるもの(運転免許証など)をご持参ください。

届出人	確認	確認資料	通 知	申 出
夫	有・無	免・	有・無	年 月 日 有・無
妻	有・無	免・	有・無	年 月 日 有・無
使 者	有・無	免・		

(使者の住所・氏名)